

亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則をここに公布する。

平成28年9月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第46号

亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成28年亀山市条例第23号)の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員派遣をすることができる団体)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める団体は、三重県農業共済組合とする。

(職員派遣の対象とならない職員の特例)

第3条 条例第2条第2項第3号の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する職員であって、引き続き職員として採用されたものとする。

(1) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた職員

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項の規定により本市以外の地方公共団体の職員として正式に採用されていた職員

(派遣職員の復帰時における処遇)

第4条 派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上特に必要と認められるときは、亀山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成17年亀山市規則第18号)第18条の規定に関らず、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上特に必要と認められるときは、職員派遣の期間を100分の100以内の期間率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（亀山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第26条に定める昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

3 派遣職員が職務に復帰した場合における号給の調整について前項の規定による場合には、部内の他の職員との権衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ市長と協議して、その者の号給を調整することができる。

（報告）

第5条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度中に新たに行い、又は前年度の末日において現に行っている職員派遣に係る次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

（1）職員派遣に係る派遣先団体の名称

（2）職員派遣の期間

（3）派遣職員の派遣先団体における処遇の状況

（4）その他市長が必要と認める事項

2 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度中に職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況その他市長が必要と認める事項を市長に報告しなければならない。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。